

津 市 公 報	第 7 8 号 平成 2 1 年 3 月 2 3 日
目 次	
告 示	
認可地縁団体の告示事項の変更	
国民健康保険被保険者証の無効	
道路の区域決定	
道路の供用開始	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
認可地縁団体の告示事項の変更	
保管した屋外広告物	
道路の供用開始	
公 告	
犬の抑留	
犬の抑留	
開発行為に関する工事の完了	
農用地利用集積計画	
犬の抑留	
下水道区域の供用及び処理の開始	
犬の抑留	
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数並びに 3 分の 1 の数	
津市河内財産区議会議員選挙の選挙期日	
津市河内財産区議会議員選挙における投票所	
津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間	
津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務	
津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時	
津市河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所	
津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者	
津市河内財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所	
津市河内財産区議会議員選挙における候補者 1 人の選挙運動に関する支出金額の制限額	
津市河内財産区議会議員選挙における当選人	
水道局告示	
水道局指定給水装置工事業者の指定	
水道局指定給水装置工事業の廃止	
水道局指定給水装置工事業者の指定	
監査委員告示	
監査結果の公表	
財産区監査結果の公表	
監査結果に対する措置報告	
目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。	

津市告示第 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 0 年津市告示第 4 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

佐田連合自治会

三重県津市白山町佐田 5 5 4 番地 3

代表者 川 井 春 生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	長 岡 亨 三重県津市白山町佐田 1 6 3 3 番地
変更後	川 井 春 生 三重県津市白山町佐田 2 7 4 番地

3 変更の理由及び年月日

平成 2 1 年 2 月 1 日に、代表者が総会において新任されたため。

津市告示第 4 7 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 2 1 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1 2 7 1 7 0 5	平成 2 0 年 1 0 月 1 日	平成 2 1 年 2 月 1 6 日

津市告示第 4 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 道路の種類 市 道

2 路線名及び路線の区域

整理番号	路 線 名	区 域 の 決 定 区 間	延 長 m
			幅 員 m
2 2 8 8	丸尾山脇線	津市白山町川口字丸尾 7 0 1 7 番 5 地先から	316. 5
		津市白山町川口字山脇 3 8 4 8 番 2 地先まで	7. 6 ～ 12. 3
9 1 2 6	井生白山線	津市一志町井生字平山 1 0 5 3 番 6 地先から	733. 5
		津市一志町井生字鶴岡 1 2 2 1 番 3 地先まで	7. 4 ～ 13. 5

津市告示第 4 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
2 2 8 8	丸尾山脇線	津市白山町川口字丸尾 7 0 1 7 番 5 地先から	平成 21 年 3 月 5 日
		津市白山町川口字山脇 3 8 4 8 番 2 地先まで	
9 1 2 6	井生白山線	津市一志町井生字平山 1 0 5 3 番 6 地先から	平成 21 年 3 月 5 日
		津市一志町井生字鶴岡 1 2 2 1 番 3 地先まで	

津市告示第 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加字寺台 5 1 6 番地

代表者 黒 川 清 司

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	宮 村 敏 男 三重県津市安濃町栗加 4 4 6 番地
変更後	黒 川 清 司 三重県津市安濃町栗加 2 1 7 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 2 月 1 0 日の定期総会において新任され、平成 2 0 年 3 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西 1 1 6 6 番地

代表者 村 主 孝 雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	村 主 孝 雄 三重県津市安濃町川西 1 1 1 9 番地
変更後	村 主 孝 雄 三重県津市安濃町川西 1 1 1 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 2 日の定期総会において再任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 5 年安濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

山出地区自治会

三重県津市安濃町草生 8 5 3 番地

代表者 平 澤 亀 久 生

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	紀 平 利 衛 三重県津市安濃町草生 9 0 4 番地
変更後	平 澤 亀 久 生 三重県津市安濃町草生 9 9 3 番地 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 4 月 6 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 5 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多 8 2 7 番地 1

代表者 若 林 勝 次 郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	若 林 勝 次 郎 三重県津市安濃町内多 1 4 5 9 番地
変更後	若 林 勝 次 郎 三重県津市安濃町内多 1 4 5 9 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 1 6 日の定期総会において再任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 8 年津市告示第 5 2 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

岡南区自治会

三重県津市安濃町川西 4 2 番地

代表者 杉 田 守 朗

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	玉 津 嘉 二 三重県津市安濃町川西 2 9 6 番地
変更後	杉 田 守 朗 三重県津市安濃町川西 4 4 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 2 3 日の定期総会において新任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根 6 0 9 番地 2

代表者 野 田 純 男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	和 田 弘 三重県津市安濃町曾根 6 6 9 番地
変更後	野 田 純 男 三重県津市安濃町曾根 5 9 0 番地 1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 1 6 日の定期総会において新任され、平成 2 0 年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第 5 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

清水地区自治会

三重県津市安濃町清水 1 1 2 3 番地

代表者 下 井 英 雄

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	築 原 克 見 三重県津市安濃町清水 3 3 9 番地
変更後	下 井 英 雄 三重県津市安濃町清水 6 8 6 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 0 年 3 月 2 日の定期総会において新任されたため。

津市告示第 5 7 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量
はり札等 2 8 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所
雲出本郷町ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日
平成 2 1 年 2 月 2 0 日、2 5 日及び 2 6 日
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。
（申出先）
津市建設部津北工事事務所補修担当
津市高茶屋小森上野町 1 1 8 5 番地 1
電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

津市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
1 1 4	逢坂線	津市美杉町八知字中倉口 4 1 3 7 番 3 地先から	平成 21 年 3 月 12 日
		津市美杉町八知字片日ノ 子 5 1 7 9 番 4 地先まで	

津市公告第 28 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 5 日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成 21 年 3 月 1 日

2 抑留期間 平成 21 年 3 月 6 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町影重	柴犬	茶白	オス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 29 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 3 月 5 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 21 年 3 月 2 日

2 抑留期間 平成 21 年 3 月 9 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 新家町	雑種	茶黒	オス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 30 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 3 月 6 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 21 年 3 月 5 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市河芸町中別保字丸垣内 2－1 ほか 201 筆、河芸町上野字仁王縄手 1
456－1 ほか 51 筆、河芸町豊津字太子 1863－1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区西新橋三丁目 6－5

株式会社ユニディオコーポレーション

代表取締役 河内 英聡

津市公告第 3 1 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

なお、津市農用地利用集積計画を、次により縦覧に供します。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

津市農用地利用集積計画の縦覧場所

津市農林水産部農林水産政策課（津市役所庁舎 6 階）

津市公告第 3 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 3 月 6 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 3 月 1 3 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町家所	雑種	白黒	オス	中	9 1 日 以上	青い首輪

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 3 3 号

公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成 2 1 年 3 月 1 6 日から 2 週間、下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成 2 1 年 3 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道

神納町の一部、大園町の一部、柳山津興の一部、半田の一部、八幡町の一部、藤方の一部、垂水の一部、高茶屋一丁目の一部、高茶屋三丁目の一部、高茶屋六丁目の一部、城山一丁目の一部、城山二丁目の一部、城山三丁目の一部、高茶屋小森町の一部、久居持川町の一部、久居北口町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一部、木造町の一部、白山町南出の一部、白山町二本木の一部、一志町田尻の一部

(2) 津市単独公共下水道

末広町の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道

津市雲出鋼管町 5 2 番地 5

雲出川左岸浄化センター

松阪市高須町 3 9 2 2

松阪浄化センター

(2) 津市単独公共下水道

津市高洲町 3 4 番 1 号
津市中央浄化センター